

No.	④-5		R6 当初予算	1.4 億円
事業名	遠隔医療設備整備事業		府省庁名	厚生労働省
概要	遠隔医療（遠隔病理診断・遠隔画像診断及び助言・オンライン診療）の実施に必要なコンピュータ機器・通信機器等の整備に対する補助事業			
支援対象	①都道府県が行う遠隔医療設備整備事業 ②市町村等、厚生労働大臣の認める者が開設する医療施設が行う遠隔医療設備整備事業に対して都道府県が補助する事業	補助率	1 / 2	
対象事業	遠隔医療の実施に必要なコンピュータ及び付属機器等の購入費 1 遠隔病理診断 (1) 支援側医療機関 (2) 依頼側医療機関 2 遠隔画像診断及び助言 (1) 支援側医療機関 (2) 依頼側医療機関 3 オンライン診療 ※ただし、オンライン診療については、保険診療を目的に行う整備に限ることとし、自由診療を目的とする者が行う整備は除くものとする。			
支援内容	1 (1) 4,598 千円 (2) 14,198 千円 2 (1) 16,390 千円 (2) 14,855 千円 3 8,250 千円 いずれも、上記金額を基準額として、補助率 1 / 2（基準額の半額を補助上限とする。）			
離島での実績	—			
備考				
担当部署	厚生労働省医政局総務課			
連絡先	03-3595-2189			
参照 HP	https://www.mhlw.go.jp/stf/index_0024.html			